

ICA 国際アーカイブズ開発基金の目的と活動実態

国立公文書館前館長

菊池 光興 きくち・みつおき

1. 設置の目的と構成

「国際アーカイブズ開発基金 (Fund for the International Development of Archives ; FIDA)」は、世界の発展途上の国・地域のアーカイブズ団体や関係する人々に対して必要な資金や情報を提供して、当該国・地域のアーカイブズ活動の発展を支援し、さらには当該国・地域の社会開発上の課題の解決に資することを目的として、ICA に設置された独立的機関である。

その執行責任機関である理事会メンバー (member of the Board of Trustees) の選任については、ICA の執行委員会 (Executive Board ; EB) の決定が必要とされるが、FIDA の活動については、報告義務以外の制約はないこととなっている。

もとより ICA においては、プログラム委員会 (P-Com) や各部会 (Session)、支部 (Branch) なども ICA 本体の予算の割当てに応じて、各種の活動を展開し、様々なプロジェクトへの資金拠出を行っている。FIDA はこれらの ICA 本体の事業と重複しないように情報交換を行いつつその支援対象を決定している。そのために、FIDA の会合には、理事に加えて、ICA の事務総長、P-Com の委員長などが出席し、所要の情報交換と役割分担の確認を行うこととしている。また、理事会メンバーは、できるだけ世界各地からまんべんなく選出され、各地域のニーズや希望を把握できるようにすると同時に、FIDA の資金確保のための募金活動への寄与をも念頭に置きつつ選定されている。

2012年の ICA ブリスベン大会時の理事会メンバーは、S・タイヤック (イギリス) 議長はじめ、C・クーチュア (カナダ)、P・ムリヤンシ (タ

ンザニア)、T・ペーターソン (アメリカ)、V・フォンセカ (ブラジル)、J・ダシルバ (ブラジル)、M・ハモン (フランス) そして菊池光興 (日本) の8人である。実は、もう一つの理事ポストが欠員になっており、アジア・太平洋地区の発展途上国からメンバーの選定が待たれている。このほかに、ICA 事務総長 D・リーチ、前P-Com 委員長 L・ベラード、新P-Com 委員長 H・ツベール、FIDA 担当事務責任者 A・カルテレが役職指定のメンバーとして議論に参加することとなっている。

現在の理事会メンバーは、2009年マルタ共和国で ICA 年次会合が開催された際の EB で選任が決められ、いずれも来年には任期が来ることとなるが、ICA 事務総長と FIDA 議長からは、各メンバーに対し引き続き在任の要請が寄せられている。

2. FIDA の活動再開の経緯

今日の FIDA の活動が始まったのは、2009年以降である。

FIDA そのものの歴史は20世紀に始まりを有していたが、21世紀に入ると国際金融情勢の変化等により会員諸国ははじめ参加メンバーからの分担金が大きく変動し、その不払いなども生じた結果、ICA の年度予算は極めてタイトな状況に陥り、FIDA への支出はおろか、ICA 本体の各部会や地域支部への資金配分すらもままならない事態となっていた。

そして、FIDA の活動は、7年ほどの期間途絶えていたのである。

そこで、ICA の執行委員会は、ノルウェーの H・ナエス、ベルギーの C・ヴィーユ、日本の菊池光興等による「財政再建プロジェクトチーム」を発足させ、ICA の活動を活性化していくための方

策を検討させた。

その結果、G-5 諸国などに過度に依存している実態を改め、各国の経済社会の発展の成果をより正しく反映する、より平等な年会費分担方式の採用、ICA の支出実態に合わせ、従来の米ドル建ての会費徴収をユーロ建てにして為替交換経費の縮減の実現等の方策を講ずること、新しい文書管理ソフト「AtoM」など ICA が開発した製品を販売し収入確保に努める必要性などがまとめられた。この提言に基づく基本方針が、2008年のクアラルンプール大会及び2010年のマルタ年次総会に提案され、その承認議決のもとに、2010年以降 ICA の参加国の年会費額の改定・適正化と予算決算の透明化が図られることとなった。

このような経緯を経て、ICA の財政状況も徐々に好転し、2009年に FIDA の活動を再開する方針が決定された。再発足に当たって、新たな FIDA の原資として、従前の基金に見合う10万ユーロが付与された。

2009年のマルタにおける FIDA の理事会において、これからの FIDA の活動は、刷新された ICA のウェブサイトを通じて行うことを原則にすること、そのために ICA のサイトに FIDA の専用ページを設けること、理事の間での意見交換、記録の保存のために Wiki の通信方策を活用することを決め、さらに、2010年に助成を行うプロジェクトの募集、審査のガイドラインの大枠を定めた。

これが今日までの FIDA の活動の基本となっており、インターネットを通じるヴァーチャルミーティングを1週間にわたり開催し、世界各国の時差や曜日を越えて緊密な連携と協力関係を構築することが可能となっている。

3. FIDA の資金助成の仕組み

2009年マルタ共和国における ICA 年次総会時に選任された FIDA の理事は、2010年3月にワシントンで初会合を開き、FIDA の運営方法、活動態様を以下のとおり定め、公表した。

FIDA の資金助成の仕組みは、次の基準により形作られている。限られた資金枠を有効に活用し、

ICA の精神である世界のアーカイブズの連帯と協力を推進するよう、できるだけ幅広い情報を集め、公平で慎重な審査に努めている。

(1) 資金助成の応募資格

- ・ 発展途上国・地域のアーカイブズやアーキビストの発展を目指す個人・団体で、その発展の阻害要因を克服するために必要な資金を獲得しようとする者で、他の助成を受ける方を有しない団体や個人
- ・ 応募者が ICA の個人会員、または、会員になっている国家・団体の構成員であること

(2) 応募プロジェクトの評価基準

- ・ 応募プロジェクトは、単に従来からの既存プロジェクトの肩代わりでなく、真に必要な新たな取り組み、新しい分野を対象とする企画であるか
- ・ プロジェクトの実施が本当に当該国や地域のアーカイブズ関連の発展や開発に役立つと期待できるか
- ・ プロジェクトの成果が、単に応募者や応募団体だけに止まることなく、広く当該国・地域の社会や文化に波及する効果が期待できるか
- ・ 資金助成を受けたプロジェクトが、助成を受けた後も、一過性でなく持続的、自立的に効果を発揮できるか
- ・ 限られた資金助成を受けて相応の目標を達成できる可能性があるか
- ・ 概ね1年、場合によっては2年間のプロジェクト実施期間で具体的な成果が上がるか、あるいは成果が挙げられるような企画になっているか
- ・ 支援希望金額とプロジェクトの内容、期待される成果との間の均衡が取れているか
- ・ 効果的、効率的な経費の使用を前提とした支援額の要請になっているか

(3) 応募者に関する評価基準

- ・ 応募者・応募団体の過去の活動記録の証拠は信用できるものか

- ・個人応募の場合、最低でも3年間程度のアーカイブズ関連の経験を有するか
- ・資金助成応募の動機は正当か、成功に向けた強い意欲があるか
- ・当該国・地域のアーカイブズ関係の主要機関の支援が当てにできるか
- ・プロジェクト推進への指導者、支援機関が存在するか
- ・プロジェクトの達成度合いを公正に評価し得るレフェリーが見つけられるか
- ・適切な情報伝達能力やプロジェクト進行途中での報告が可能か
- ・プロジェクト終了後の結果報告の作成まで責任を持って遂行する能力があるか

(4) 資金助成額の決定方式

- ・基本的には応募プロジェクトに記載される「助成希望額」及び「費目別積算」に基づき決定
- ・支援希望内容や支援希望国・地域の状況により助成額の算定や内容面での対応に変化が求められる

例：単なる中性紙文書保存箱であっても、アフリカや中南米の国では、欧米から輸入する必要があり、高額な金額が必要となる。

例：アフリカ諸国でのアーカイブズ関係職員の集合実地研修のためには、交通のための河川ボート賃や弁当代などまで手当てしなければならない。

例：実施の必要性が認められる応募プロジェクトをどうすれば効果的に実施できるか、直接着手する前に、まず適切なアーカイブズ・コンサルタントに相談させることとし、そのためのコンサルタント・フィーを助成することとした。

- ・本来業務として遂行されるべき業務に対しては、助成しない
- ・FIDAの基金総額の制約から、1件あたりの助成額は、1万ユーロを超えず、通常は5千ユーロを標準とする。毎年の助成総額は2.5万ユーロとする

- ・FIDAとしては、寄付金の獲得等により最低5万ユーロのバランス残高の保有を確保しつつ、助成を行う

4. FIDAの応募プロジェクトの審査

(1) 毎年の応募勧誘・受付・審査・決定・結果報告の流れ

FIDAの資金助成への応募勧誘は、例年3月末に応募要項を決定し、FIDAのホームページで公開する。応募締め切りは、当該年のICA年次総会が開かれる時期にもよるが、6月末または7月半ばとなる。応募資料は、ICAの事務局からWikiの形で全理事共通に送付される。送付を受けた案件については、各理事やP-Comの委員長等からのコメントや関連情報が寄せられ、これらもWikiを通じ共有され次回理事会での議論のベースが形作られる。

理事会においてはそれまでに集められた情報に基づき更に検討を加え、合意の下に資金助成対象プロジェクトが選定されると、申請者から必要な追加情報等の提供を受けたり、執行上の注文をつけた上で、契約を交わし資金の提供が行われる。

資金の提供を受けた申請者は、速やかに必要な人員、資材の確保を行いプロジェクトに着手する。

次の年の3月ないし4月に中間報告(実際は、プロジェクト実施体制の報告が多い)を提出し、今後の進め方について理事会あるいはP-Comの指示を受けることがある。

資金提供を受けて、2年後には、最終報告を提出するが、その際には、レフェリーとして評価を依頼した部外の専門家の判定を付することとして、効率的な資金活用の担保を図っている。

以下2010年以降の応募プロジェクトの状況と資金供与の概況を、明らかにしよう。

(2) 2010年の資金助成

2010年のプロジェクト募集に対して、7月末

日の締め切りまでに10件の応募があった。その地域の内訳は、大洋州2件、アフリカ6件、中南米1件、旧ソ連圏1件であった。

オスロにおける FIDA 理事会での検討を経て、資金助成が認められた案件は、下記の4件であった。

なお、ボツワナのキリスト教会の古い記録や図書などの保存のための資金助成申請については、FIDA の資金よりも、大英博物館の「危機に瀕するアーカイブズへの支援資金」方が適切に対応できるという判断の下、同図書館への申請を斡旋した。

A 太平洋島嶼国であるフィジーの若いアーキビストが、ニュージーランド国立公文書館において、評価選別に関する専門的実地訓練を受けるための、滞在費、交通費の助成を申請したもの。フィジーの国立公文書館からの支援要請も提出され、その必要性と社会的役割が強調されていた。

(3,000ユーロ助成済み)

B 南米のガイアナ共和国において、アーキビスト制度が殆ど存在しない状況を打破するため、「国際熱帯雨林保護開発センター」が中心となり、ガイアナの公的及び民間の非営利団体から25人程度の参加を得て、実践的研修を行う。そのため、英国の専門家を招聘し、講義、実技、ワークショップを展開する。その後には、全土での普及活動を行う。

(8,000ユーロ助成済み)

C 東南アフリカ地区諸国の共同事業として、ジンバブエ、タンザニア、ボツワナのオーディオ・ビジュアル、写真分野の専門アーキビストの資質向上の取組みを行う。本事業は ESARBICA の公認事業であり、その影響が大きいことから助成を決定。

(8,000ユーロ助成済み)

D 東南アフリカのモザンビークは全国で128の地区単位 (district) に分けられており、それぞれの地区はさまざまな文書管理の責任を負っているが、とりわけ近年増加が著しい半現用記録の評価と管理のためのレコードセンターを整備する計画がある。しかし、人員がいない。そこで、レコードセンターに配置する要員の育成資金を希望。128の全地区に配置する人材の一気に養成は困難だし、現実的でないので、交渉の結果、3地区にパイロットユニットを設けさせ、まずそこに配置する要員の研修をするための資金助成を決定した。

(7,000ユーロ助成済み)

(3) 2011年の資金助成

2011年の応募は、20件と前年より倍増した。地域の内訳は、アフリカ11件、大洋州2件、中南米2件、旧ソ連圏・東欧4件、西欧1件であった。

応募の中には、アーカイブズの学位論文を書く学生が奨学金のように申請したものとか、ロシア圏のアーキビスト養成学校の経営支援の要請のような趣旨を間違った申請が見受けられ、FIDA の周知を図る必要が認められた。

すべての応募案件は、Wiki に掲載されてすべての理事の間で共有されて、その後インターネットによる協議を重ね、トレドの ICA 年次総会に合わせた理事会が開かれた。その結果、下記の3件の応募プロジェクトに資金助成を行うことが決定された。

A 太平洋のソロモン諸島共和国の旧英国保護領時代 (1893-1978) の公文書等の記録は、殆ど放置されたままになっているが、土地利用、家族関係などの基礎的情報として今でも多くの国民に利用されている。このような記録の散逸・劣化が急速に進んでいる状況に対処するため、米国籍の「島嶼文化・アーカイブズ・サポート」という NGO がソロモン諸島国立公文書館との提携の下

に、文書保存、記録管理講習の実施をするので、必要な資金の助成を願ってきたものである。審査の結果、有意義なプロジェクトであり、関係政府機関の協力も確保され、申請者の活動実績も立派であるということで、助成が決定された。

(8,000ユーロ助成済み)

- B 太平洋のパラオ共和国の若いアーキビストがニュージーランド国立公文書館における5週間の実習コースへの参加するための費用の支援要請。実習の対象は広範にわたっているが、特に評価選別、レコードスケジュール付与、分類と記述などに力点を置くとのことで、実習受け入れ機関との調整もついている。滞在費と渡航費用を中心とした申請であり、前年のフィジーの例に倣って、承認された。

(5,000ユーロの助成枠承認・未清算)

- C エチオピアの首都アジスアベバに本部を置く「アフリカ連合 (African Union)」は、2002年7月に発足し今日に及んでいるが、その大きな機構と理想に比べ、事務局としての実務を担う AU Commission はいまだ十分な体制が整備されていない。そのような状況の下、今の時点は記録管理とアーカイブズの整備を開始することが将来のためにも大事な時期であり、各国首脳など政治指導者の関心を喚起するためには、まず何らかの動きを開始する必要があるとして、当該機関のアーキビストに選任された女性が個人として、FIDA の資金助成を申請したものである。

対象は、アフリカ連合の前身組織である「アフリカ統一機構 (OAU)」の1960年代にさかのぼる記録文書の整理、分類、保存から始め、現在のアーカイブズ体制の欠陥を明らかにして、本格的なアーカイブズへの道を開くという構想の推進である。FIDA

理事会は、この個人のパイロット計画に対する AU 事務局幹部のコミットメント姿勢を確認した上で、より広範な根源的検討を加えるために専門的なコンサルタントを利用すべきだと判断し、その所要経費を助成することとした。(2,500ユーロ助成済み)

以上の3件のほか、アフリカのブルンジ共和国の「図書館司書、アーキビスト、記録保存者協会」の事務局から、土地記録整備の支援要請があり、一旦は FIDA の助成対象としても良いとの判断があった。それはブルンジ国内のフツ族とツチ族の間の部族対立による内戦で、多くの難民が生じ、旧来の土地所有関係記録が散逸したので、その復元整理を図るという意義のあるプロジェクトであったが、ブルンジの実情は、今日でもこのようなプロジェクトを実施できる状況になく、その実施自体が部族間の利害対立を生じ、新たな内戦を引き起こしかねないという情報があり、残念ながら助成対象から外さざるを得なかったのである。

現地事情を的確に把握することの重要性を痛感した1件であった。

(4) 2012年の資金助成申請

2012年の応募は全体で14件、その地域的内訳は、アフリカ7件、大洋州1件、ロシア・東欧圏4件、南米1件、カリブ海地域1件であった。

今回もロシア圏のアーキビスト養成学校の苦しい経営状況に対する支援とか、機材器具の取得のための資金供与依頼とか、FIDA の趣旨を逸脱した申請も見受けられた。

このため、トレドの会合に引き続いて、ブリスピンの大会において、FIDA の啓発宣伝のプレゼンテーション会合を開催し、特に2010年に助成を受けたプロジェクト関係者の発表等の機会を設けて、資金助成の成果を示し相当の関心を集めた。

今年の応募の締切りは、7月15日であったが、インターネットを通じてその内容の理事間での

共有を図り、8月15日までには、概ねの意見交換を済ませた。ブリスベンにおいて、8月22日に理事会を開催し応募プロジェクトの審査を行った結果、次の応募について更に必要な追加情報を得た上で、できるだけ早く資金助成とその額の最終決定をすることとした。

A 太平洋の島嶼国であるツバル共和国におけるアーカイブズ体制の整備のため、専門家の招聘によるワークショップ・トレーニングの実施と政府指導層への啓発講演に対する資金助成の要請。フィジーとパラオの場合は、若いアーキビストをニュージーランド国立公文書館で派遣研修を受けさせたが、ツバルの場合は、専門家の招聘による幅広い層、多様な活動を通じる啓発・研修効果の伝播を狙うもの。本来国の「国立図書館公文書館」が公的事業として自らの資金で実施すべきものであるが、先例2カ国に倣い助成する方向。助成金額は未定。

B アフリカのカメルーン共和国の分権を目指す地方制度改革に伴い、各地方伝来の古い文書記録が散逸の危機に瀕している。その防止のため、同国のNGO団体である「地方発展活動(ADEL)」が、能力を欠いている地方政府に対し技術的、専門的な支援を実施するのに必要な資金の助成申請。助成は決定。金額は精査して決めること。

C 旧ユーゴのクロアチア共和国における内戦時代の戦争・反戦記録は「ドキュメンタ」という機関が保有しているが、その保存、公開、ネットワーク化を実現するための資金助成申請。この機関に対しては、フィンランドの平和基金からの資金も出されている模様なので、その実態を把握した後、必要な助成を行うかどうか、決定する。

なお、これらの戦争・反戦記録の整理、公開に当たっては、ISAD-Gによること、ICA

の「AtoM」を用いることを求めることとした。
(助成額は未定。ただし5,000ユーロ以下)

D アルゼンチンのコルドバ地域において、60年余りの時間を要した電化実現までの記録「光と力」の保存、公開、利用のための活動への助成申請。評価分類基準の実践的適用プロジェクトに改編してP-Comに提出することが示唆された。P-Comの応募期限は、2013年の3月の会合であると教示することとした。

FIDAへの応募申請も徐々に複雑なものが増え、各対象地域の情勢や関係団体等の動向を正しく把握することの必要性が高まってきた。

アジア地区からの応募申請をもっと働きかけても良いのではないか。(モンゴルやミャンマー)

5. FIDAの資金確保

FIDAの活動が軌道に乗るとともに、安定的、継続的に続けるための資金確保が大事になる。会員からの寄付を頼りにしているが、その募金額は決して大きくない。

2009年以来FIDAが受けた寄付は、約21,500ユーロに過ぎず、その内、12,000ユーロは日本の国立公文書館の年会費の中から「FIDAの資金への寄付」と指定して振り込まれたものであり、その他の寄付は元会員だった歴史家の遺産の一部としての振込みなどである。

日本からの寄付金の拠出は、ICAの中で大変高く評価されており、高山館長への礼状も届いている。今後、ICAのホームページに寄付者への感謝を表す欄を設けることを検討している。

基金の枯渇を防ぐ新たな企画として、かつてICAの執行委員会のメンバーであった人々にFIDAから募金要請のレターを出すこととしたが、より多くの賛同者を得るために、寄付金額についての免税措置の導入などが急がれる。

いずれにせよ、近いうちに、ICA本体の財政、予算との関連性の再検討が必要だと思われる。